

要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
1									全体	(仮称) 富山市立八尾地域統合中学校 富山市立八尾中学校 富山市立杉原中学校	(仮称) 八尾中学校 八尾中学校 杉原中学校	
2									全体	資料9 什器・備品等リスト (参考仕様) (中略) 資料21 設計に当たっての技術的留意事項 (参考) 資料22 工事車両動線の制限 資料23 主な維持管理業務項目詳細一覧 資料24 学校給食の想定献立 (平成28年9月～29年7月実績) 資料25 調理業務分担表 資料26 調理業務費用負担区分表 資料27 平成29年度部活動実施状況 (中略)	資料9 什器・備品等リスト (中略) 資料21 工事車両動線の制限 資料22 主な維持管理業務項目詳細一覧 資料23 学校給食の想定献立 (平成28年9月～29年7月実績) 資料24 調理業務分担表 資料25 調理業務費用負担区分表 資料26 平成29年度部活動実施状況 (中略) 閲覧資料9 事業範囲図及び敷地現況図 (CAD データ (dxf 形式))	
3	6	1	3	7					表 1 事業スケジュール (予定)	事業契約締結：平成30年12月 事業期間：事業契約締結日～平成49年3月31日 設計・建設期間：事業契約締結日～平成34年1月31日 解体・撤去期間：平成34年6月1日～平成34年12月28日 開業準備期間：施設引渡し日～平成34年3月31日 運用開始日：平成34年4月1日 維持管理期間：施設引渡し日～平成49年3月31日 運営期間：運用開始日～平成49年3月31日	事業契約締結：平成30年12月 事業期間：事業契約締結日～平成49年3月31日 設計・建設期間：事業契約締結日～平成34年1月31日 開業準備期間：本施設引渡し日～平成34年3月31日 維持管理期間：本施設引渡し日～平成49年3月31日 運用開始日：平成34年4月1日 運営期間：運用開始日～平成49年3月31日 解体・撤去期間：平成34年6月1日～平成34年12月28日	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
4	8	1	5						要綱・基準等	—	⑥ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年） （中略） ⑧ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、平成27年度版） ⑨ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、平成27年度版） （中略） ⑩ 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版 文部科学省） （中略） ⑭ 富山市情報セキュリティポリシー （中略） ⑳ 富山市学校給食衛生管理マニュアル （中略） ㉓ 建築保全業務共通仕様書（平成25年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）	（追加）
5	10	1	6		(4)				想定学級数及び生徒数等	(4) 想定学級数及び生徒数 開校予定年度である平成34年度における学級数は16クラス（特別支援学級2クラスを含む。）、生徒数は約465人（平成29年5月時点の将来推計）を見込んでいる（「資料5 生徒・クラス数の推移」参照）。	(4) 想定学級数及び生徒数等 開校予定年度である平成34年度における学級数は16クラス（特別支援学級2クラスを含む。）、生徒数は約465人（平成29年5月時点の将来推計）を見込んでいる（「資料5 生徒・クラス数の推移」参照）。 また、職員数は、常勤35人、非常勤6人（平成34年度見込み）を想定している。	
6	14	2	1	1	(3)	②		iv)	管理ゾーン	iv) 文書類の個人情報保護及びコンピュータ等の情報セキュリティ管理の観点から、管理ゾーン内に明確なセキュリティラインを定め、必要な人だけが必要なゾーンへ立ち入りが可能となるゾーニング計画を、その考え方とともに提案すること。	iv) 文書類の個人情報保護及びパソコン等の情報セキュリティ管理の観点から、管理ゾーン内に明確なセキュリティラインを定め、必要な人だけが必要なゾーンへ立ち入りが可能となるゾーニング計画を、その考え方とともに提案すること。	
7	15	2	1	1	(4)	②		i)	什器・備品等	—	i) 什器・備品等は、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」（平成27 年3月改訂版 文部科学省）に基づき設置・固定すること。	（追加）
8	15	2	1	1	(4)	②		iii)	什器・備品等	ii) ICT環境等の整備を重視し、各教室において、書画カメラ、 <u>コンピュータ</u> 、モニター、プロジェクタ等の情報機器や、デジタル教科書、BD/DVD映像を使用した授業を行うことを想定し、教材教具の多様化に対応できる設備環境を整備すること。なお、整備に当たっては、「資料12 ICT環境等の整備の考え方」に基づいて計画すること。	iii) ICT環境等の整備を重視し、各教室において、書画カメラ、 <u>パソコン</u> 、モニター、プロジェクタ等の情報機器や、デジタル教科書、BD/DVD映像を使用した授業を行うことを想定し、教材教具の多様化に対応できる設備環境を整備すること。なお、整備に当たっては、「資料12 ICT環境等の整備の考え方」に基づいて計画すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
9	16	2	1	1	(4)	②		iv)	什器・備品等	iii) <u>校内でのモニターを使った情報発信として、放送室等から各教室への映像一斉放送を行えるようにすること。また、職員室等での月間週間スケジュールの表示や、昇降口等での生徒発信による掲示など、臨機応変な使い方ができる情報発信の環境整備を行うこと。なお、整備に当たっては、「資料12 ICT環境等の整備の考え方」に基づいて計画すること。</u>	iv) <u>各教室モニターへの映像等の配信、デジタルビデオカメラによる生中継での放送、昇降口モニターへのデジタル掲示など、臨機応変な使い方ができる情報発信の環境整備を行うこと。なお、整備に当たっては、「資料12 ICT環境等の整備の考え方」に基づいて計画すること。</u>	
10	16	2	1	1	(5)	①			共通	—	v) <u>外気に面する外壁や屋根スラブコンクリート内に結露の原因となる打込み配管を行わず、断熱材の断面欠損となる埋め込み配管も行わなくて済むように、意匠設計においてLGS等で壁を付加するなどして、配管を通す空間を確保すること。</u> vi) <u>柱内に断面欠損となる打込み配管を行わなくて済むように、意匠設計においてLGS等で柱を付加するなどして、配管を通したり、スイッチBOXを埋込む空間を確保したりすること。</u>	(追加)
11	17	2	1	1	(5)	②		v)	外装	v) <u>屋上点検用の昇降タラップを設置し、生徒が立ち入らないような対策を行うこと。屋上の出入口には、スコップ除雪作業等で穴が空く危険性などを示す「使用上の注意書き」を貼付すること。</u>	v) <u>屋上点検用の昇降タラップを設置し、生徒が立ち入らないような対策を行うこと。屋上の出入口には、スコップ除雪作業等で穴が空く危険性などを示す「使用上の注意書き」を貼付すること。</u>	
12	17	2	1	1	(5)	②		vi)	外装	—	vi) <u>保温ラッキング配管上を通行できるよう、ブリッジ等を設置すること。</u>	(追加)
13	17	2	1	1	(5)	②		x)	外装	x) <u>雨樋と付帯の排水管等は、建物外部を通すなど、建物内部への漏水を防止する措置を講じること。</u>	xi) <u>雨樋は、軒天及び建物内部への漏水を防止するため、建物外部を通すこと。</u>	(追加)
14	17	2	1	1	(5)	②		xiv)	外装	—	xiv) <u>屋外への出入口には、庇を設けること。</u>	(追加)
15	18	2	1	1	(5)	③		vi)	内装	vi) <u>天井高6.0m以上の空間には、原則、天井材を張らないこと。</u>	vi) <u>天井高6.0m以上の空間には、原則、天井材を張らないこと。また、天井高に関わらず、水平投影面積が200㎡を超える天井は、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引（文部科学省平成25年8月）」に適合する仕様とすること。</u>	
16	18	2	1	1	(5)	③		vii)	内装	—	vii) <u>床は、カーペットを使用しないこと。</u>	(追加)

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
17	20	2	1	3					構造計画の考え方	また、本施設の計画に当たっては、垂直積雪量を2.0mとすること（富山市建築基準法施行細則第24条第2項に定める垂直積雪量1.5m以上に0.5m積雪量加算）。 なお、校舎は鉄筋コンクリート造を基本とすること。一部鉄骨造とする必要がある部位は、結露、断熱性、遮音性等に十分配慮すること。	i) 本施設の計画に当たっては、垂直積雪量を2.0mとすること（富山市建築基準法施行細則第24条第2項に定める垂直積雪量1.5m以上に0.5m積雪量加算）。 ii) 校舎は鉄筋コンクリート造を基本とすること。一部鉄骨造とする必要がある部位は、結露、断熱性、遮音性等に十分配慮すること。 iii) 外壁の柱・梁・壁を面一にコンクリート打設する場合は、梁・壁の主筋を柱に通す配筋図を示すほか、コンクリート被り厚さを付加して重量増とするか検討し、構造計画を行うこと。 iv) EXP部分など別構造を横断する配管がある場合は、フレキシブル配管を通す空間を示した構造計画を行うこと。	
18	21	2	1	4					設備計画の考え方	設備計画は、「建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、平成27年度版）」、学校保健法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、以下の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備の計画を行うこと。	設備計画は、「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、平成27年度版）、学校保健法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、以下の項目を考慮した上で、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備の計画を行うこと。	
19	21	2	1	4				iii) iv)	設備計画の考え方	—	iii) 外気に面する外壁や屋根スラブコンクリート内には、結露の原因となる打込み配管を行わないこと。また、断熱材の断面欠損となる埋め込み配管も行わないこと。 iv) スイッチBOXや配管は、柱内に打込まないこと。	(追加)
20	21	2	1	4				vi)	設備計画の考え方	iv) 電力のデマンドを監視・制御するシステム等を導入すること。	vi) 空調機器の設定調整により、デマンド制御を行うこと。	
21	22	2	1	4					設備計画の考え方	x) 屋外足洗い場に水抜き専用のバルブを設けるなど、必要に応じて凍結防止対策を講じること。	—	(削除)
22	22	2	1	4	(1)	①		iv)	照明・電灯コンセント設備	—	iv) スクールコンフォートタイプ等は、露出型を使用すること。	(追加)
23	22	2	1	4	(1)	②		i)	校内情報通信設備	i) 情報通信のネットワーク対象施設において、有線LAN用の配管配線・情報コンセント（中継HUBを含む。）を設けること。また、無線LAN（WiFiルーターを含む。）が利用できるよう計画すること。	i) 情報通信のネットワークとして、有線LAN用の配管配線・情報コンセント（中継HUBを含む。）を設けること（「資料13 電気・機械要求性能表」参照）。また、現在は無線LAN（WiFiルーターを含む。）を開放していないが、将来、本市が設置できるよう配管等に配慮すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
24	23	2	1	4	(1)	②		iv)	校内情報通信設備	iv) 本市の情報ネットワークとして、 <u>生徒用校内LAN、教職員用校内LAN及び庁内LAN（LGWAN）に接続可能な情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと（将来的なOA拡充にも対応できるよう整備すること。）。</u>	iv) 本市の情報ネットワークとして、 <u>庁内LAN（LGWAN）、教職員用校内LAN及び生徒用校内LANに接続可能な通信回線を引き込む配管配線工事を行うこと（将来的なOA拡充にも対応できるよう整備すること。）。</u>	
25	23	2	1	4	(1)	②		v)	校内情報通信設備	—	v) 庁内LAN（LGWAN）は、 <u>事務員が常駐する室に設置すること。</u>	（追加）
26	23	2	1	4	(1)	②		vi)	校内情報通信設備	v) 教職員用校内LAN及び <u>庁内LAN（LGWAN）</u> は教職員が常駐する諸室、生徒用校内LANはそれ以外の諸室への引き込みを基本とすること。 <u>また、地域開放ゾーンには、情報コンセントは設置しないこと。</u>	vi) 教職員用校内LANは、 <u>教職員が常駐する諸室、生徒用校内LANはそれ以外の諸室への引き込みを基本とすること。ただし、職員室には教職員用校内LAN及び生徒用校内LAN共に設置し、地域開放ゾーンには情報コンセントを設置しないこと。</u>	
27	23	2	1	4	(1)	②		ix)	校内情報通信設備	—	ix) <u>生徒用校内LAN、教職員用校内LAN及び庁内LAN（LGWAN）に接続するパソコンは、本市にて用意・設置を行う。また、保守管理も本市にて行う。</u>	（追加）
28	23	2	1	4	(1)	③		ii)	呼出設備	ii) <u>給食室の搬入口（食材搬入口及びパン牛乳等搬入口）に、カメラ付インターホン等を設置し、調理室及び休憩室にて確認できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。なお、食材搬入口及びパン牛乳等搬入口それぞれに設置し、親機側で音による判別ができるようにすること。また、調理室については、音だけでなく光により通知されること。</u>	ii) <u>給食室の検収室1及び2の搬入口にカメラ付インターホン子機を、検収室1及び2にカメラ付インターホン親機を、それぞれ対になるように設置し、必要な配管配線工事等を行うこと。また、これらのカメラ付インターホン子機からの呼出について、調理室、下処理室、配膳室、洗浄室及び休憩室には音及び光で同時に確認できる呼出設備を設置し、必要な配管配線工事等を行うこと。なお、光については呼出箇所を色で識別できるようにすること。</u>	
29	24	2	1	4	(1)	④			電話・校内放送・テレビ受信設備	vi) <u>映像放送設備は、「資料12 ICT環境等の整備の考え方」に基づいた設備とすること。</u>	—	（削除）
30	24	2	1	4	(1)	⑧		i)	警備・防災設備	i) 警備システムは、機械警備を基本とし、地域開放ゾーンとその他のゾーンの管理区分を考慮して計画すること。設置場所は、職員室、校長室、事務室、保健室、給食室のほか、貴重品及び危険性が高い備品が収容されている室（例：コンピュータ室、理科準備室、楽器保管庫など）を基本とする。	i) 警備システムは、機械警備とし、地域開放ゾーンとその他のゾーンの管理区分を考慮して計画すること。設置場所は、職員室、校長室、事務室、保健室、給食室のほか、貴重品及び危険性が高い備品が収容されている室（例：コンピュータ室、理科準備室、楽器保管庫など）を基本とする。	
31	25	2	1	4	(1)	⑧		iii)	警備・防災設備	iii) 職員玄関は、 <u>テンキー等</u> によって開錠できるようにすること。	iii) 職員玄関は、 <u>テンキー式電気錠等</u> によって開錠できるようにすること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
32	25	2	1	4	(1)	⑧		iv)	警備・防災設備	iv) 監視カメラは、校内及び敷地全体の防犯・安全管理上必要な箇所、及び死角となる箇所に設置し、監視モニター（長時間録画機能付）による職員室での一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備すること。なお、昇降口及び校門には、必ず監視カメラを設置すること。	iv) 監視カメラを昇降口、グラウンド出入口及び校門に設置し、職員室で監視モニター（長時間録画機能付）による一元管理を行えるようにすること。	
33	25	2	1	4	(1)	⑧		v)	警備・防災設備	—	v) 日中は昇降口を施錠し、外来者はインターホンで対応する運用ができるように計画すること。また、日中及び夜間において、校舎、グラウンド及び敷地全体の防犯・安全管理上、有効な管理体制の提案を期待する。	(追加)
34	25	2	1	4	(2)			i)	空調換気設備	i) 空調換気設備機器は、十分性能が発揮でき、維持管理が容易な設置場所・取付位置とすること。	i) 空調換気設備機器は、十分性能が発揮でき、維持管理が容易な設置場所・取付位置とすること。また、吊り用ボルトの長短に関係なく、振れ止めを設けること。	
35	26	2	1	4	(2)	①		ix)	空調設備	—	ix) 空調機の室外機は、騒音や排気風による影響に配慮した場所に設置すること。	(追加)
36	26	2	1	4	(2)	②		iv)	換気設備	iv) 普通教室及び屋内運動場等は、自然換気（キャットウォーク等を設け、オペレーター式排煙窓を使用しないで実現できるよう工夫すること。）が図られるなど、夏の高温防止対策を講じること。また、集会室や屋内運動場等で強制換気を行う場合は、40dB以下となる機器を選定すること。	iv) 普通教室及び屋内運動場等は、自然換気（キャットウォーク等を設け、オペレーター式排煙窓を使用しないで実現できるよう工夫すること。）が図られるなど、夏の高温防止対策を講じること。また、集会室や屋内運動場等で強制換気を行う場合は、カタログ騒音値で40dB以下となる機器を選定すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
37	26	2	1	4	(2)	②			換気設備	—	v) 給食室の換気機器は、各諸室（下処理室、調理室、洗浄室）、厨房機器（回転釜、フライヤー、アレルギー用コンロ、スチームコンベクションオーブン、洗浄機）及び換気目的（火気使用換気、24h換気）毎に適切に系統を分け、可能な限り系統毎に独立して排気できるよう計画すること。 vi) フードを用いる厨房機器は、維持管理がしやすいよう外壁付近に配置し、ダクト延長を短くすること。 vii) 厨房機器のフードの構造は、結露を考慮して2重フードとしないこと。また、油脂を含む蒸気を排出する厨房機器のフード内には、維持管理が容易なグリスフィルターを設けること。 viii) 厨房機器のフード内上部は、勾配をとり、結露水や油分が真下に垂れないようにオイルカップを設けること。 ix) 給食室の外部に面する排気口は、教室や近隣への臭気や騒音を考慮して設けること。 x) 給食室の外部に面する給排気口は、砂ホコリ等の流入を防ぐため、地表から離隔をとって設置すると共に、シャッターを設けること。	(追加)
38	27	2	1	4	(3)			i)	給排水衛生設備	i) メンテナンス性を考慮し、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。	i) メンテナンス性を考慮し、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。なお、埋設する場合は敷設位置がわかるように、地表に地中埋設標を設置し、地中には埋設表示テープ等を埋設すること。	
39	27	2	1	4	(3)			iii)	給排水衛生設備	iii) メンテナンス性を考慮し、天井内ではなくPS等にバルブを設けること。また、器具、機器（特に厨房機器）及び系統ごとにバルブを設けること。	iii) メンテナンス性を考慮し、天井内ではなくPS等にバルブを設けること。また、漏水時に止水して影響範囲を小さくしたり、漏水箇所を特定したりするために、器具、機器（特に厨房機器）及び系統ごとにバルブを設けること。	
40	27	2	1	4	(3)			iv)	給排水衛生設備	—	iv) 廊下に冷水器等を設置する場合は、結露水や跳ねた水による床への浸水及び下階への漏水が発生しないよう対策を講じること。	(追加)
41	27	2	1	4	(3)	①		ii) iii)	給水設備	—	ii) 受水槽は清掃時及び故障時に断水しないよう、2槽式とすること。また、マンホールはタンク本体と同一の材質で施錠式とし、屋外用は内蓋を設けること。 iii) 受水槽への給水には電極棒（8P）により動作する電磁弁と定水位調整弁に加え、ボールタップを併設すること。また、電極棒やボールタップは点検可能な位置に設置すること。	(追加)

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
42	27	2	1	4	(3)	①		iv) v)	給水設備	ii) 体育館（地域開放ゾーン）及び給食室への給水は直結給水方式とすること。 <u>また、真空冷却機、スチームコンベクションオープン等を設ける場合、逆流を避けるよう措置すること。</u> なお、詳細については、本市上下水道局と協議を行うこと。	iv) 体育館（地域開放ゾーン）及び給食室への給水は直結給水方式とすること。なお、詳細については、本市上下水道局と協議を行うこと。 v) <u>給食室の真空冷却機、スチームコンベクションオープン等には、逆流を避けるように措置すること。</u> なお、詳細については、本市上下水道局と協議を行うこと。	
43	27	2	1	4	(3)	①		vii) ～ ix)	給水設備	—	vii) 水道メーターの2次側の埋設給水管の管種は、耐震性を有するSGP-PD又はPE管とすること。 viii) 保温材は原則ポリスチレンフォームとし、屋外や多湿箇所の外装材はSUSラッキングとすること。 ix) 屋外足洗い場の水抜き専用バルブの設置など、給水管の凍結防止対策を講じること。	(追加)
44	28	2	1	4	(3)	②		iii)	給湯設備	iii) 給食室の給湯器は給食室専用とし、循環式を採用しないこと。	iii) 給食室の給湯器は給食室専用とし、循環式を採用しないこと。 <u>また、給湯器1台が故障した場合でも、給食室全体が給湯不可とならないように、並列システムを採用すること。</u>	
45	28	2	1	4	(3)	②		iv)	給湯設備	—	iv) <u>配管材は、ステンレス鋼管JIS G 3448（呼び径60Su以下は拡管式）とすること。</u>	(追加)
46	28	2	1	4	(3)	③		vi)	排水設備	—	vi) <u>給食室内の高温排水が予想される排水管の材質は、鋼管とし、急激な温度変化にも耐えうるよう計画すること。</u>	(追加)
47	28	2	1	4	(3)	③		vii)	排水設備	vi) 給食室や便所などの水回りの下部にはピットを設けること。	vii) 給食室や便所などの水回りの下部にはピットを設けること。 <u>ピットには釜場と排水ポンプを設けること。また、結露対策として換気等についても考慮すること。</u>	
48	28	2	1	4	(3)	③		viii)	排水設備	—	viii) <u>屋外小口径樹の最小径は、原則、φ200とすること。</u>	(追加)
49	29	2	1	4	(3)	⑤		iii) iv)	衛生設備等	—	iii) <u>大便器は、断水時を考慮してロータンク式とし、タンク蓋はネジ等で固定できるものを選定すること。</u> iv) <u>小便器は、掃除しやすいようにトラップ着脱式の壁掛式とし、自動洗浄センサー方式とすること。</u>	(追加)

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
50	31	2	1	6	(1)				災害時等の施設 安全性の確保	地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策、落雷対策に十分留意すること。 特に屋内運動場等は、災害発生時における地域の第2次避難所であることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。	地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策、落雷対策に十分留意すること。 特に屋内運動場等は、災害発生時における地域の第2次避難所であることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。 <u>また近年、最大瞬間風速30m/sを超える年が多く、強風でシート防水が捲れる事例が発生している事から、強風に耐えうる設計をすることが望ましい。</u>	
51	35	2	2	1	(2)	②			付替用水路（法定外公共物の付替え）	iv) 付替市道に接する箇所については、原則、開渠にすること。また、本敷地に接する箇所については、ふた掛け等により転落防止対策を講じること。 v) 付替市道の交差点部周辺においては、付替用水路にふた掛け等の転落及び通行車両の脱輪防止対策を講じること。 なお、その際は車両の乗り上げにも耐えられる構造・強度を有するものを設置すること。 vi) 付替用水路にふた掛けを行う際は、グレーチングを用いる等、日光が直接水路に当たるよう配慮すること。	iv) 付替市道に接する箇所については、 <u>積雪時に農業用水の流下を妨げることがないように、グレーチング等のふた掛けを行うこと。</u> また、本敷地に接する箇所についても、ふた掛け等により転落防止対策を講じること。なお、付替市道の交差点部周辺部分のグレーチング等は、車両の乗り上げにも耐えられる構造・強度を有するものを設置すること。	
52	35	2	2	1	(2)	③			付替農道（法定外公共物の付替え）	vii) 開発区域の南側（開発区域外）には既存排水路があるため、付替農道を計画する際は工事施工時の当該排水路への影響等に留意すること。	vii) 開発区域の南側（開発区域外）には既存排水路があるため、付替農道を計画する際は工事施工時の当該排水路への影響等に留意すること。 <u>また、当該既存排水路については、積雪時に排水不良が生じないように、グレーチング等のふた掛けを行うこと。</u>	
53	41	2	2	2	(1)	③	イ	v)	理科教室	—	v) 理科教室は、 <u>2室とも同じ設えの机や椅子、収納設備等を整備すること。</u>	(追加)
54	42	2	2	2	(1)	③	ク	iv)	家庭教室（調理室・被服室）	iv) 家庭準備室は、家庭教室（ <u>被服・調理</u> ）それぞれから直接出入り可能な配置とすること。	iv) 家庭準備室は、家庭教室（ <u>調理室・被服室</u> ）それぞれから直接出入り可能な配置とすること。	
55	43	2	2	2	(1)	④	イ	i) ii)	集会室	i) 集会室は、学年集会が行える程度の広さを確保し、無柱とすること。	i) 集会室は、学年集会が行える程度の広さを確保すること。 ii) <u>無柱とし、可能な限り、室平面の縦横比の差を大きくしない形状とすること。</u>	
56	45	2	2	2	(1)	④	オ	x)	生徒用便所・多目的便所	—	x) <u>生徒用便所のブース扉は、内開き・常開とし、扉の開閉時に人が立てる空間を十分に確保できるようにすること。</u>	(追加)

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
57	45	2	2	2	(1)	③	カ	iii)	その他	iii) 普通教室前に、手洗い・洗面・歯磨きスペース（手洗い・洗面用蛇口6箇所、鏡、掃除用洗い場1箇所程度）を3教室に1箇所程度設け、必要に応じて棚を設けること。 <u>水栓は、壁付の万能水栓とすること。</u>	iii) 普通教室前に、手洗い・洗面・歯磨きスペース（手洗い・洗面用蛇口、鏡、掃除用洗い場1箇所程度）を2～3教室に1箇所程度設け、必要に応じて棚を設けること。	
58	45	2	2	2	(1)	③	カ	iv)	その他	iv) 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、 <u>流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。</u>	iv) 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、 <u>水栓は壁付の万能水栓とすること。</u> 流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。	
59	46	2	2	2	(1)	⑤	エ	ii)	会議室1	—	<u>ii) テーブルをロの字型で配置（短辺3テーブル、長辺4テーブル程度）できるように計画すること。</u>	(追加)
60	47	2	2	2	(1)	⑤	ク	iv)	保健室	iv) 保健室内に便所と簡易シャワー（下半身が洗いやすいように）を、段差がないように設けること。便所には汚物 <u>処理可能なスペースを確保すること。</u>	iv) 保健室内に便所と簡易シャワー（下半身が洗いやすいように）を、段差がないように設けること。便所には汚物 <u>流しを設置すること。</u>	
61	50	2	2	2	(1)	⑤	チ		廃棄物庫	<u>チ 廃棄物庫</u> i) 本施設の配置や動線、塵芥収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して、 <u>廃棄物保管庫を設けること。特に、収集車と生徒の動線分離に配慮した計画とすること。廃棄物保管庫は、学校用と給食用の2箇所とすること。</u> ii) 学校用廃棄物庫は、 <u>可燃物、不燃物、牛乳パック、古紙等の分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保すること。</u> iii) 給食用廃棄物庫は、 <u>可燃物、不燃物、廃油の分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保すること。</u> iv) 校舎と一体としても、別棟としてもよい。別棟とする場合は、 <u>屋根付もしくは有蓋とすること。</u>	—	(削除)
62	50	2	2	2	(1)	⑤	チ	iv)	その他	—	iv) 屋外の廃棄物庫は、 <u>本施設の配置や動線、塵芥収集車両の停車位置や運搬動線、特に、収集車両と生徒の動線分離に配慮した計画とすること。可燃物、不燃物、牛乳パック、古紙等の分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保すること。校舎と一体としても、別棟としてもよい。別棟とする場合は、屋根付もしくは有蓋とすること。</u>	(追加)
63	51	2	2	2	(1)	⑥		ix)	給食室	ix) 床は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性があり、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。清掃に必要なグレーチングを適切に設けること。内壁と床面の境界には、 <u>アールを設けるなど、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすること。</u>	ix) 床は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性があり、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。清掃に必要なグレーチング <u>及び排水桝を適切に設けること。</u> 内壁と床面の境界には、アールを設けるなど、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
64	52	2	2	2	(1)	⑥		xii)	給食室	xii) <u>食材及びパン牛乳等の搬入口には、搬入室（検収室、パン牛乳保管庫）をそれぞれ設け、雨がかからないよう計画するとともに、扉等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。トラック（高さ3.3m×長さ7.7m×幅2.1mを想定）等での搬出入が容易なように、屋根の高さを確保し、十分な広さの回転スペースを確保すること。</u>	xii) <u>検収室1及び2の搬入口には、雨がかからないよう計画するとともに、扉等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。トラック（高さ3.3m×長さ7.7m×幅2.1mを想定）等での搬出入が容易なように、屋根の高さを確保し、十分な広さの回転スペースを確保すること。</u>	
65	52	2	2	2	(1)	⑥		xix) xxi) xxii)	給食室	—	xix) <u>シャワー室・脱衣室を設けること。</u> (中略) xxi) <u>フードスライサー、回転釜、フライヤー及び洗浄機には、洗浄用のホースの長いシャワー水栓（シャワーヘッドに止水ボタンがないもの。）を設けること。また、ホースは床に付かないよう巻き取りハンガー等を設置すること。</u> xxii) <u>混合水栓は、ヘッドが伸びるホースタイプとし、シャワーヘッドは金属製とすること。</u>	(追加)
66	52	2	2	2	(1)	⑥		xxiii)	給食室	xx) <u>給食室の便所は、すべて自動とし（自動開閉便座等）、個室内及び個室外の両方に手洗いを設置すること。個室内の手洗いは便座に座ったまま使用できること。</u>	xxiii) <u>給食室の便所は、男女ともすべて洋式大便器で自動開閉便座とし、個室内及び個室外の両方に手洗いを設置すること。個室内の手洗いは便座に座ったまま使用できること。</u>	
67	53	2	2	2	(1)	⑥		xxx)	給食室	—	xxx) <u>給食用廃棄物庫は、本施設の配置や動線、塵芥収集車両の停車位置や運搬動線、特に、収集車両と生徒の動線分離に配慮した計画とすること。可燃物、不燃物、廃油の分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保すること。校舎と一体としても、別棟としてもよい。別棟とする場合は、屋根付もしくは有蓋とすること。</u>	(追加)
68	56	2	2	2	(2)	②	オ	i)	体育館玄関・夜間PTA玄関	i) <u>地域開放の利用者が利用する体育館玄関、PTAが利用する夜間PTA玄関を設けること。夜間PTA玄関は、体育館玄関と兼ねること。</u>	i) <u>地域開放の利用者が利用する体育館玄関（PTAが利用する夜間PTA玄関を兼ねる。）を設けること。</u>	
69	57	2	2	2	(2)	②	ク	ii)	その他	ii) <u>更衣室内にはシャワー室を設けること。シャワー室は、使用頻度が少ないことを想定した給湯機器等を設置すること。</u>	ii) <u>更衣室内には段差無く出入りできるシャワー室を男女それぞれ1室ずつ設けること。シャワー室は、使用頻度が少ないことを想定した給湯機器等を設置すること。</u>	
70	58	2	2	2	(2)	③		ii)	柔剣道場	ii) <u>柔剣道場に、男女それぞれの更衣室（廊下等からの視線に配慮）を設置すること。</u>	ii) <u>柔剣道場に、柔道・剣道それぞれの更衣室を、男女別に設置すること。</u>	
71	58	2	2	2	(2)	③			柔剣道場	iii) <u>器具庫・更衣室は、柔剣道場に面して配置し、十分なスペースを確保すること。</u>	—	(削除)

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
72	59	2	2	3		①			共通	<u>ii) 敷地外から屋外運動場及び屋外運動場から校舎への不審者の進入対策として、監視カメラ等の設置も考慮すること。</u>	—	(削除)
73	61	2	2	4	(2)			iv)	植栽計画	—	<u>iv) 植栽は、樹木が成長し周囲に根を張ることも想定し、埋設配管や排水溝を避けた位置とすること。</u>	(追加)
74	62	2	2	4	(3)			viii)	駐車場	viii) 除雪車の走行を想定した駐車場、昇降口・玄関前及び取付道路等を設計すること。雨水桝等のふたや昇降式車止めポール等の突出物は、除雪車が引っ掛けないように舗装面より下げること。また、降雪時に埋もれた縁石等の位置が分かるように、ポール等を差して位置が確認できるようにすること。	viii) 除雪車の走行を想定した駐車場、昇降口・玄関前及び取付道路等を設計すること。雨水桝等のふたや昇降式車止めポール等の突出物は、除雪車が引っ掛けないように舗装面より下げること。また、降雪時に埋もれた縁石等の位置が分かるように、ポール等を差して位置が確認できるようにすること。 <u>このほか外灯等の支柱は、除雪により傾倒しないようガードパイプ等で保護すること。</u>	
75	62	2	2	4	(5)			iv)	その他	—	<u>iv) 敷地内の舗装仕上げは、外構の地盤沈下や除雪車による引っ掛けなどを想定すること。インターロッキングを使用する場合は、コンクリート下地など不陸対策を行うこと。外部床タイル張りを使用する場合は、凍結や熱膨張による浮き・剥がれが懸念されるため、局所的に使う程度とすること。</u>	(追加)
76	63	2	2	4	(5)				その他	<u>xi) 空調屋外機等の設置箇所は、音や臭気、景観、雪害等に配慮すること。</u> (中略) <u>xiv) ピットには釜場を設け排水ポンプを設けること。また、結露対策として換気についても考慮すること。</u>	—	(削除)
77	66	2	3	6					設計業務に係る留意事項	<u>ii) 設計に当たっては、「資料21 設計に当たっての技術的留意事項（参考）」を参考とすること。</u>	—	(削除)
78	71	3	3	4	(4)	①		i)	解体・撤去等	i) 八尾中学校及び杉原中学校（既存体育館、浄化槽、油ピット、埋設配管、樹木、門柱、舗装等を含む。）を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適正に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。なお、解体・撤去業務の対象施設は、本要求水準書「表2 八尾中学校及び杉原中学校の概要」及び「閲覧資料7 八尾中学校・杉原中学校解体に関する補足資料」のとおりとする。また、解体・撤去業務の対象施設内にあるすべての什器・備品・厨房機器等を撤去・処分すること。	i) 八尾中学校及び杉原中学校（既存体育館、浄化槽、油ピット、防火水槽、埋設配管、樹木、門柱、舗装等を含む。）を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適正に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。なお、解体・撤去業務の対象施設は、本要求水準書「表2 八尾中学校及び杉原中学校の概要」及び「閲覧資料7 八尾中学校・杉原中学校解体に関する補足資料」のとおりとする。また、解体・撤去業務の対象施設内にあるすべての什器・備品・厨房機器等を撤去・処分すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
79	71	3	3	4	(4)	①		vi) vii)	解体・撤去等	vi) 八尾中学校の敷地境界部分については、道路の通行安全性や土砂の流出に配慮し、一部を除き、擁壁やフェンス等を残すものとする。敷地の高低差が大きいことから、解体・撤去後の水や土砂の流出について、対策を提案すること。	vi) 八尾中学校の敷地境界部分については、道路の通行安全性や土砂の流出に配慮し、一部を除き、擁壁やフェンス等を残すものとする。 vii) 八尾中学校は敷地高低差が大きいことから、敷地内及び道路境界において、解体・撤去後の水や土砂の流出対策について提案すること。	
80	72	3	3	4	(4)	①		ix)	解体・撤去等	—	ix) 杉原中学校敷地南面のテニスコート付近に位置する道路排水施設は撤去すること。上流側に残った道路排水施設の流末処理については、道路反対側の道路側溝へ接続するなど本市と協議の上、工事すること。	(追加)
81	72	3	3	4	(4)	①		xi)	解体・撤去等	ix) 敷地境界周辺で擁壁を撤去した箇所は、道路側溝や水路等の転倒防止策を講じること。必要に応じて道路復旧を行うこと。	xi) 敷地境界周辺で擁壁を撤去した箇所は、道路側溝や水路等の転倒防止策を講じること。また、防火水槽や道路からの乗入れ階段を撤去した箇所、及びその他必要な箇所について、道路復旧を行うこと。	
82	72	3	3	4	(4)	①		xiii)	解体・撤去等	xi) 実際の解体・撤去・処分に当たっては、本市と事前に協議を行うこと。	xiii) 解体・撤去・処分の実施に当たっては、本市と事前に協議を行うこと。	
83	78	4	1	4				viii)	維持管理業務計画書	viii) デマンド調査を行い、起動時間の調整及び最大消費量の設定値の調整を行うこと。冬は毎年、起動スケジュールの設定変更を行い、朝のピーク値を抑える努力をすること。夏は毎年、電力量のピークカット設定変更を行い、日中の消費量を抑える努力をすること。	viii) デマンド調査を行い、空調機器について起動時間の調整及び最大消費量の設定値の調整を行うこと。冬は毎年、起動スケジュールの設定変更を行い、朝のピーク値を抑える努力をすること。夏は毎年、電力量のピークカット設定変更を行い、日中の消費量を抑える努力をすること。	
84	81	4	3	1				iii)	定期保守点検業務	—	iii) 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版 文部科学省）」による学校設置者が行う点検の支援を実施すること。	(追加)
85	85	4	5	2		①		iv)	清掃業務	—	iv) 本敷地内に新設する雨水排水施設（雨水貯留施設を含む。）は、定期点検において排水状況等を確認し、清掃が必要と判断された場合には、必要に応じて清掃を行うこと。	(追加)
86	86	4	7					v)	修繕業務	v) 事業者は、事業期間全体での計画修繕に必要な経費として総額（入札公告時に公表予定）を計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること。なお、毎事業年度の修繕費は、当該長期修繕（保全）計画をもとに支払うこととするが、執行残額は毎事業年度の終了時に、本市に返還すること。	v) 事業者は、事業期間全体での計画修繕に必要な経費として、総額111,000千円（税抜）を計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること。なお、毎事業年度の修繕費は、当該長期修繕（保全）計画をもとに支払うこととするが、執行残額は毎事業年度の終了時に、本市に返還すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
87	86	4	7					vi)	修繕業務	vi) 事業者は、年間での経常修繕に必要な経費として総額（入札公告時に公表予定）を計上し、執行残額は毎事業年度の終了時に、本市に返還すること。	vi) 事業者は、年間での経常修繕に必要な経費として、 <u>2,000千円／年（税抜）</u> を計上し、執行残額は毎事業年度の終了時に、本市に返還すること。	
88									資料8 必要諸室リスト		・ 諸室の名称、並びの変更 ・ 備考の変更	
89									資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図	付替用水路の開渠整備及びふた掛け（ <u>グレーチング</u> 等）	付替用水路のふた掛け（ <u>グレーチング</u> 等） <u>既存排水路のふた掛け（グレーチング等）</u>	
90									資料18 諸室における動線の考え方		・ 「③給食室」諸室の名称、配置の変更	
91									閲覧資料7 八尾中学校・杉原中学校解体に関する補足資料		・ 防火水槽の追加等	